

令和5年度定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和5年10月3日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和5年度 定期監査（第1期）

期間 令和5年4月4日（火）～令和5年7月12日（水）

範囲 令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

市民福祉部、農林部、商工観光部

課名等	監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
市民福祉部 特別養護老人ホーム白寿園	<p>1 契約事務 （1）随意契約の根拠条項を誤っている。 （2）地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。</p> <p>2 財産管理 （1）不用物品の事務処理において、横手市物品規則第27条に基づく不用の決定を行っていない。 （2）年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない。</p>	<p>1 契約事務 （1）正しい根拠条項に修正した。 （2）横手市契約規則の条項を明記した。</p> <p>2 財産管理 （1）R5年度からは横手市物品規則第27条に基づく不用の決定を行うことを確認した。 （2）R5年度の行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていることを確認した。 事務職員において、指摘事項について、チェック体制等協議した。</p>
市民福祉部 介護老人保健施設老健おおもり	<p>1 服務事務 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。</p>	<p>勤務状況の確認後、正しい記載に訂正した。 時間外報告にあわせ、出勤簿、休暇簿等を確認し記載に誤りがないようにする。</p>
農林部 食農推進課	<p>1 契約事務 随意契約の根拠条項を誤っている。</p>	<p>正しい根拠条項に修正した。 契約手順の再確認を行うとともに、例規確認の徹底とチェック体制の強化を図った。</p>

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
商工観光部	商工労働課	1 契約事務 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。	横手市契約規則の条項を明記した。
	観光おもてなし課	1 財産管理 (1) 不用物品の事務処理において、横手市物品規則第27条に基づく不用の決定を行っていない。 (2) 行政財産使用料が納付期限をほぼ一年過ぎても未納となっている。	(1) 指摘後、直ちに決定処理を行った。 (2) 直ちに入金させるとともに、納付期限内の納入について事務を改善した。